

# 春江商業振興協同組合商品券 払戻しのご案内

春江商業振興協同組合発行の商品券は、令和5年3月31日をもって取扱いを終了させていただきました。

これに伴い、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき払戻し手続きを行いますので、未使用の商品券をお持ちのお客様は、期限内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

## 1. 払戻し対象となる商品券

春江商業振興協同組合商品券（500円券、1,000円券）

## 2. 払戻しの申し出期間

令和5年4月1日から令和5年7月31日

受付時間 午前9時から正午（平日）土日祝休み

※上記期間内に申し出されない場合は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

## 3. 申し出・払戻しの方法

春江商業振興協同組合事務局にてご用意しています「払戻し申出書」に必要な事項をご記入の上、お手持ちの商品券とともに事務局へご提出ください。

当日、現金にて払戻しいたします。



お問い合わせ先・送付先

**春江商業振興協同組合**

〒919-0417 福井県坂井市春江町江留下相田 35 番地 1

TEL 0776-51-6424 / FAX 0776-51-6424